

施策番号	2301		
施策名	安全な新築建築物の供給		
概要	新築建築物の安全性確保と違反防止の推進のために多様な関係機関と連携し、工事監理や完了検査のさらなる徹底を図り、検査済証の意義や必要性についての意識啓発の取組を強化する。		
担当局・部室	都市計画局・建築指導部	共管局・部室	
上位政策	23 建築物		
施策に関する主な分野別計画等	京都市建築物安心安全実施計画		

### 施策の評価

#### 1 客観指標評価

指標名	28年度	29年度	30年度評価					
			前回値	最新値	目標値	達成度	評価	指標のウェイト
1 検査済証の交付率(%)	a	a	99.1	99.5	100	99.5%	a	1.00
2 -	-	-	-	-	-	-	-	-
3 -	-	-	-	-	-	-	-	-
4 -	-	-	-	-	-	-	-	-
5 -	-	-	-	-	-	-	-	-
6 -	-	-	-	-	-	-	-	-
	a	a	客観指標総合評価				a	

#### 2 市民生活実感評価 \*この評価は、毎年5月頃に実施している京都市市民生活実感調査のアンケート結果を基にしています。

設問	28年度	29年度	30年度回答						
			そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらとも言えない	どちらかと言うとそう思わない	そう思わない	有効回答者数	評価
1 建物を新築するときは、建築ルールが守られている。	b	b	63 15.1%	177 42.3%	124 29.7%	30 7.2%	24 5.7%	418	b
2 -	-	-							-
3 -	-	-							-
4 -	-	-							-
5 -	-	-							-
	b	b	市民生活実感調査総合評価					b	

3 総合評価(客観指標総合評価+市民生活実感調査総合評価)

<b>A</b>	<b>施策の目的が十分に達成されている</b>						
	重み付け	<input checked="" type="checkbox"/> 客観指標	a	<input type="checkbox"/> 市民の実感	b		
(重み付けの理由) 建築物の安全性に対する市民の実感以上に、建築基準法第7条に基づく完了検査が建築主の法定の義務であることが重視されるため						29 年度	A
(原因分析) 客観指標総合評価 <input checked="" type="checkbox"/> b評価以上であり、施策の効果が客観指標に表れている。 <input type="checkbox"/> c評価以下であり、次の原因が考えられる。							
(原因分析) 市民生活実感調査総合評価 <input checked="" type="checkbox"/> b評価以上であり、施策の効果が市民の実感に表れている。 <input type="checkbox"/> c評価以下であり、次の原因が考えられる。						28 年度	A

今後の方向性の検討

<この施策を構成する事務事業>

	事業名	事業費の状況(千円)		30年度事務事業 評価結果における 目標達成度評価	担当局
		29年度 決算額	30年度 予算額		
1	検査向上・違反指導	236,763	253,543	良い	都市計画局
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

\*予算額には人件費及び施設管理に係る経費を含みます。

<今後の方向性>

・検査済証交付率100%を目指し、関係機関と連携しながら、建築主や事業者向けの普及啓発の強化を図るとともに、違反建築防止のための各種パトロールを実施し、検査済証の交付率の向上に取り組む。

施策名	2301	安全な新築建築物の供給				
指標名	検査済証の交付率（％）					
担当課	建築安全推進課	連絡先	2 2 2 - 3 6 1 3			
<b>1 指標の説明</b>						
確認済証を交付した件数に対する検査済証を交付した件数の割合						
<b>2 指標の意味</b>			<b>3 算出方法・出典等</b>			
安全が確保された新築建築物が増えてきていることを示す指標			算出方法：確認済証を交付した年度から3箇年度を経過した時点において、着工の有無及び検査済証の交付の有無を調査することにより、検査済証の交付率を算出する。表示年度は、追跡調査を行い、確定した時点での年度。出典：事業担当課調べ			
<b>4 数値</b>						
	前回数値 28年度	最新数値 29年度	推移	目標値		
数値	99.1	99.5	0.4%増	数値 100	根拠 建築基準法第7条に基づき、完了検査は受検しなければならないものであるため、目標値は100%とする。	
	全国順位	中長期目標			備考	
数値	100%	目標年次 31年度	達成度 99.5%	根拠 京都市建築物安心安全実施計画		
<b>5 評価基準</b>		<b>6 基準説明</b>		<b>7 評価結果</b>		
最新数値の目標値に対する達成度が a：95%以上 b：90%以上95%未満 c：85%以上90%未満 d：80%以上85%未満 e：80%未満		当該指標について、京都市建築物安心安全実施計画において、100%を目指すことを踏まえ、95%以上をa、以下5%刻みで基準を設定した。		28	29	30
				a	a	a